

## 企画提案提出者参加資格要件

- 1 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号の規定に該当しないこと。共同企業体の場合は、構成員の全てがこの要件を満たすこと。  
※誓約書にて確認する。
- 2 単独の事業者で本業務を実施する場合は、沖縄県内に本店又は支店・事務所等を設置している法人であること。複数の事業者で本業務を実施する場合には、沖縄県内に本店又は支店・事務所等を有する事業者が必ず 1 社以上参加していること。  
※会社概要書にて確認する。
- 3 沖縄県における糖業及び製糖業、関連産業振興に関する基本的な知識があり、本企画提案と類似の提案における受託実績を有している企業・団体であること。  
※企画提案書及び過去の受託実績にて確認する。
- 4 別添仕様書の趣旨に則るとともに、県の施策等を十分理解し、本業務の実施にあたって県と密接に連携できること。  
※企画提案書にて確認する。
- 5 当該委託業務を円滑に遂行するために必要な経営基盤を有し、主たる担当者を 1 名以上、共同企業体にあっては、それぞれ 1 名以上の主たる担当者を割り当て、十分な遂行体制がとれること。  
※企画提案書（実施体制）にて確認する。

（参考）地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日号外政令第 16 号）抜粋  
第 167 条の 4 第 1 項 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

- 一 当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
- 二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 三 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者